

1. 契約概要について

「契約概要について」は、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい大切な事項を記載しています。ご契約前に必ずご一読いただき、内容を十分に確認の上、お申込みくださいますようお願い申し上げます。なお、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては保険約款をご参照ください。

1. 商品の仕組み

- ◆ 死亡・重度障害の保障を提供する保険です。
- ◆ 「申込書」と「告知書」のご提出のみで契約引受を審査いたします。
- ◆ 海外で発生した死亡・重度障害も保障します。

2. 保険期間

- ◆ 保険期間は契約日から1年間です。ご契約者より書面による更新しない旨のお申し出がない限り、契約は自動的に更新され、満90歳の契約当日の前日まで保障が継続されます。

3. 保障内容

この保険は、次の保険金が支払われる保険です。

死亡保険金

被保険者が保険期間中に日本国内外において死亡したとき。

重度障害保険金

被保険者が保険期間中に日本国内外において、責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする傷害、または責任開始日以後に発病した疾病を原因として重度障害状態に該当したとき。

※重度障害状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

- 1) 労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)別表第1に定める第1級または第2級に該当する障害の状態またはこれに相当すると認められる状態
- 2) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査および判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第4号または第5号の状態に該当する状態

(死亡保険金・重度障害保険金の支払いが制限される場合)

- ◆ 死亡保険金または重度障害保険金が支払われた場合、ご契約は終了します。
- ◆ 死亡保険金と重度障害保険金は重複してはお支払いしません。

4. お引受について

- ◆ 契約日時時点で満1歳から84歳の方までお申し込みいただけます。
- ◆ 死亡保険金額はパンフレット記載のプランからお選びいただけます。当商品へのご加入は被保険者一人につき1契約のみ可能です。
- ◆ 当社は保険業法附則第16条の適用を受け、2018年4月以降2023年3月までに保険始期日を迎える新規契約については死亡保険金600万円を上限として保険契約の引受をします。この経過措置は、2023年3月末日で満了する予定となっており、経過措置の見直しや延長が行われない場合には、2023年4月以降を迎える更新時より、ご契約の保険金額の上限は死亡保険金額300万円となります。
- ◆ 法令上、同一のご契約者あたりの総保険金額の上限は本則(死亡保険金額300万円)の上限金額に100を乗じた金額になります。

5. 契約の更新について

- ◆ 保険契約は契約日から1年毎に自動的に更新されます。更新の条件は次のとおりです。
 - ・保険期間満了日までに保険料のお払込みがあること
 - ・ご契約者から当社宛に、更新日までに書面による更新しない旨のお申し出がないこと
 - ・更新日における被保険者の年齢が満89歳以下であること
- ◆ 当社は更新日の2ヶ月前に、ご契約者宛に「更新案内」を送付します。
- ◆ 更新日の1ヶ月前までに、ご契約者から契約を更新しない旨の通知がない場合、当社は更新日の前月に更新後の保険料の請求を行います。契約を更新しない旨の通知があった場合は、当社は保険料の請求をおこなわず契約を満了する処理を行います。
- ◆ 更新日の前月26日(クレジットカードによる支払の場合はカード会社指定日)に更新後の保険料が振替えられた場合は、ご契約者宛に「更新通

知書」を送付します。

- ◆ 当社は本商品の収支状況などの事情から、当社の定めるところにより、契約更新の際に保険料を増額、または保険金額を減額することがあります。この場合、更新日の2か月前までにご契約者宛に文書で通知の上、更新日から保険料または保険金額を変更します。
- ◆ 当社は本商品が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、本商品の販売を取りやめることがあります。この場合は、契約の更新も取り扱いません。

6. 保険料に関する事項

- ◆ 保険料のお支払は、口座振替、クレジットカード払、団体扱いのいずれかによる月払となります。
- ◆ 口座振替の場合は、ご契約者指定の金融機関の口座(以下「指定口座」といいます)から毎月26日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、クレジットカード払の場合はカード会社の定める日に保険料の振替えを行います。
- ◆ 指定口座(またはクレジットカード)から保険料が振替えられた場合、振替日をもって保険料の払込みがあったものとします。
- ◆ 第1回目の保険料が振替えられなかった場合、保険契約は不成立となります。ご契約をご希望の場合、再申込が必要です。
- ◆ 第2回目以降の保険料は、毎月、ご契約者の指定口座(またはクレジットカード)から振替えます。なお、資金不足等により保険料の振替ができなかった場合は、翌月に2ヶ月分の保険料を請求させていただきます。
- ◆ 2ヶ月分の保険料が振替えられなかった場合、保険契約は失効となります。なお、保険契約復活の取り扱いはありません。

7. 特約に関する事項(下記の特約の取扱が可能です)

- ◆ クレジットカード扱特約
- ◆ 団体扱特約

8. 配当金・満期保険金に関する事項

本商品には契約者配当金、満期保険金はありません。

9. 解約返戻金に関する事項

ご契約を解約される場合は、解約請求書のご提出が必要です。当社までご連絡ください。なお、本商品には解約返戻金はありません。

10. 再保険に関する事項

本商品は保険金の支払を確実にするため、保険金額の80%を再保険として再保険会社に出再をしています。本契約において、支払事由が生じた場合、再保険会社から再保険金が支払われることによって、当社から保険金を支払うことを担保する機能があります。

2. 注意喚起情報について

「注意喚起情報について」には、ご契約に際して、ご契約者にとって不利益になる事項や、特にご注意ください事項を記載しております。必ずご一読いただき、内容を十分に確認の上、ご契約をお申し込みください。尚、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては保険約款をご参照ください。また、ご不明な点につきましては当社までご照会ください。

1. クーリングオフ(契約申込みの撤回)

契約者が、保険契約の申込日(申込書類の提出日)または本書面を交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内(郵送の場合は郵便の消印日で判定)に当社宛に書面または電磁的記録によりお申し出いただくことにより、保険契約のお申込みの撤回ができます。契約お申込みの撤回があった場合には、お支払いいただいた金額は、全額お返しします。尚、ご契約者が法人の場合、契約申込みの撤回はできません。

2. 告知義務

少額短期保険は、多数の人々が保険料を出しあい、相互に保障しあう制度です。したがって、健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。そこで、契約のお申し込みの際には、被保険者の現在および過去の健康状態について告知をしていただき、健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方は、条件付でご契約を引き受ける場合、あるいは、お申し込みをお断りする場合がございます。

お申し込みにあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等、「申込書」「告知書」で当社が書面でお尋ねすることについて、事実をありのまま正確に漏れなくご記入(告知)ください。告知受領権は当社が有しています。少額短期保険募集人には告知受領権がありませんので、少額短期保険募集人に口頭でお話しまたは資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。尚、告知にあたり、少額短期保険募集人(代理店を含みます。以下同じ)が、傷病歴や健康状態等について事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

告知の際、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告げなかったか、事実でないことを告げたとき、当社は保険契約を解除することができます。契約を解除した場合、それまでにお支払いいただいた保険料は払い戻しません。また、その内容が特に重大な場合、契約日からの経過年数にかかわらず、詐欺による無効等により、保険金をお支払いできないことがありますので、必ず事実をすべて告知してください。

3. 責任開始期(保険の成立)

当社の少額短期保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からのお申込みに対して当社が承諾したとき、有効に成立します。なお、当社がご契約のお申込みを承諾したときは、「引受通知」をご契約者宛に送付いたします。

当社がご契約のお申込みを承諾し、第1回目の保険料がご指定口座から振替えられた場合、振替日の翌月1日から、当社がご契約上の責任を負います。(当社が責任を開始する日を契約日とします)

4. 保険金をお支払できない場合

本商品には、「責任開始日から起算して2年以内に被保険者が自殺した場合」、「契約者または死亡保険金受取人の故意によって被保険者が死亡した場合」などの免責事由があり、免責事由に該当した場合には保険金はお支払いできません。なお、免責事由の詳細は、保険約款をご確認ください。

5. 保険金の削減支払

一時に多くの支払事由が発生し、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼ

し本保険制度の財政に大きな影響を与えるときは、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

6. 制度内容の変更

保険金の支払事由発生率が予想を著しく超過するなど、更新時の対応では収支の改善が見込めないときは、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料を増額または保険金額を減額することがあります。この場合、変更の内容についてすみやかにご契約者にその旨を通知します。

7. 保険料の払込猶予期間(失効について)

2回目以降の保険料については、保険料の払込猶予期間が設けられています。保険料の払込猶予期間は、保険料払込期月の翌月初日から末日までです。保険料払込猶予期間中に未払込保険料と当月分保険料2ヶ月分の保険料が振り替えられなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日に保険契約が失効となります。(ただし、口座振替によって保険料の払込ができない特別な事情がある場合は、当社の指定する方法で保険料をお支払いいただくこともできます)

8. 契約者保護機構について

本商品は少額短期保険制度であり、保険契約者保護機構制度の対象外のため、保険契約の移転等における資金援助および保険金等の支払いに係る資金援助はありません。よって、当社が破綻した場合等には、保険金のお支払いが制限されることがあります。

9. 個人情報の保護に関して

当社では、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の適切な保護と利用を心掛けております。申込書にご記入いただいた個人情報は、ご契約のお引受け、ご継続や維持管理、保険金のお支払い、各種サービスのご案内など、業務上必要な目的以外で利用することはありません。

10. 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

11. 指定紛争解決機関

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。尚、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 HF 八丁堀ビルディング 2F

Tel. 0120-82-1144 Fax. 03-3297-0755

受付時間 9:00 ~ 12:00, 13:00 ~ 17:00

受付日: 月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

〈引受少額短期保険会社〉

アスモ少額短期保険株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 3-28-6 いちご西参道ビル 5 階

TEL 0120-53-2610 FAX 03-6300-6243

受付時間 平日 10:00~17:00(土日祭日、年末年始を除く)